

生活心得・きまりなどについて

生徒指導部

1 服装、身だしなみ

(1) 制服

詰襟型：標準学生服・ズボン（日被連マーク付き・ワンタックまで）

※学生服の下はカッターシャツ シャツの下は白色

セーラー型：紺セーラー服（白線3本）、ネクタイ（えんじ色）、紺ひだスカート

※スカートの丈は、膝が隠れる長さ

※セーラー服の下に着用するものは黒、紺、グレー、茶、白

詰襟・セーラー共通：半袖または長袖の白開襟シャツまたはカッターシャツ

※シャツの下は白色

◎制服の着用について特別な事情のある場合、その都度検討する。

(2) 靴 下

色は白、黒、紺（ワンポイントのものまで可、ラインは不可）

※運動に適したもの（くるぶしが隠れる長さ）

※部活動の種目専用のソックスは部活動時のみ

(3) 防寒具

◇許可できるもの 色・型ともに流行にとらわれず、華美でないもの

- ・手袋
- ・マフラー（黒・紺・グレー・茶・白を基調としたもの）
- ・ネックウォーマー（黒・紺・グレー・茶・白の単色）
- ・タイツ（黒・紺の無地）
- ・学校ジャージ（上）
- ・ウインドブレーカー、コート ※色は華美でないもの ~~※部活動で許可されたもの~~

◇校内生活（式等は除く）での着用を認めているもの

・**詰襟型制服着用の場合**

セーター及びトレーナー（黒・紺・グレー・茶・白）をカッターシャツの上に着用可

・**セーラー型制服着用の場合**

カーディガン（黒・紺・ワンポイント不可）を制服の上に着用可

※ハイネック、フード付きパーカーは禁止

◇清掃時の防寒着

ジャージの着用可。寒い場所はウインドブレーカーの着用可。

~~外庭、グラウンド、渡り廊下、給食配膳室の清掃はウインドブレーカーの着用可。~~

(4) 名 札

登校したら、左胸につける。下校時には外して、教室で保管する。（入学後、全員に配付する）

(5) アクセサリー（ピアス、ネックレス、指輪等）や化粧等は認めない。

※眉毛の加工も不可 ※マニキュア、ペディキュア、カラーコンタクト等も不可

2 頭 髪

清潔で中学生らしいものであるように心がける。

◇脱色、パーマ（ストレートパーマ）、染髪、剃り込み、ムース、ワックス等は不可

◇特異な髪型は認めない。

◇特別な事情のある場合は、相談すること。（縮毛矯正、白髪染め等）

◇運動に適した髪型に心がける。

※目にかからないようにする。

※肩にかかる場合は、黒、紺、茶のゴムで、頭頂部より下、後ろで結ぶ。（一束）

※ヘアピン可。パッチン留め不可。

3 カバン

【第1カバン】学校指定（推奨）の通学カバン（色は黒）

【第2カバン】学校指定のナップサック（全員持つておく）

※第1カバンと第2カバンで入らない場合は、第1カバンと部活動で利用しているバッグでの登校を可とする。

※カバンにキーホルダーを付けてもよい。キーホルダーの大きさは握り拳程度までで、1つのカバンに1個のみ。

4 靴

(1) スリッパと体育館シューズは学校指定 ※必ず記名する。

（R5年度の新1年生からスリッパを変更。学年別に色を変える）

(2) 通学靴は白の運動靴 運動に適したもの

※必ず記名する。

※ラインや紐、靴底が白のものとする。

5 校内生活

- (1) 不要な物を持ってこない。(携帯電話、菓子類、遊具、貴重品、金銭等)
 - ①違反があった場合は、保護者にその事実と指導について連絡をする。
 - ②不要物については預かり、保護者にその事実と指導について連絡をする。
 - ③水筒にお茶や水、スポーツ飲料を入れて持ってきてもよい。
 - ④特別な事情で携帯電話が必要な場合は、登校後担任に預け、帰りに受け取る。無断の場合は、保護者にその事実と指導について連絡し、保護者に返却する。
- (2) 8時15分までには教室の自席に着いて読書を始める。
(遅刻の限界：8時20分)
- (3) 校舎内への出入り(下履きを持っての出入り)は原則昇降口から行う。
- (4) 遅刻・欠席の場合は、保護者が8時までに「遅刻・欠席連絡フォーム」(ホームページより)からメールで届け出る。
※電話連絡可、保護者からの手紙は友人が預かり届けてもよい。
早退の場合は、担任と養護教諭に届け出る。保護者には学校から電話連絡をする。
- (5) 集金等は登校後すぐに担当の教員に提出する。貴重品をカバンの中に入れておかない。
- (6) 授業の欠課、見学は必ず本人が担任と教科担任に届け出て許可を得る。
理由が明白な場合は保護者にその旨を「日々のあゆみ」に書いてもらう。
学校に来て体調不良等で見学する場合は、自分でその旨を届け出て許可を得る。
- (7) 体調不良等で保健室を利用するときは、担任または学年部の教員に「保健室利用カード」を書いてもらい、それを持って入室する。また、休憩時間や授業前で教科担任に連絡ができない場合は、まず職員室に行き、担任または学年部の教員にその旨を伝えて保健室に行く。
- (8) 登校後、校外へ出るときは必ず教員の許可を得る。
- (9) 教室移動の際は、学級でまとまって静かに移動する。
- (10) 校長室前の非常階段は、通常は使用禁止とする。
- (11) ベランダには、非常時以外は出てはいけない。
- (12) 職員室に用事があるときは、帽子・手袋・コート等を脱ぎ、あいさつをする。
カバン等の荷物を持って入らない。
- (13) 放課後、部活動等に行く場合、カバン等の荷物を教室に置かない。(貴重品の管理)
- (14) 用具・鍵の使用は必ず理由を届け、先生の許可を得る。
- (15) 生徒間で金銭の貸し借り、物品の売買はトラブルのもとになるため、絶対にしない。
- (16) 休日や一旦下校して登校する場合、担当の先生の許可をもらい自転車を利用してもよい。
ただし、自転車通学生と同様の規定となる。
- (17) 登下校時に買い食い、店舗への立ち寄りをしない。登下校は、人通りの多い道を利用し、私有地(駐車場や庭など)や線路(踏切のない場所)は絶対に横断しない。

6 自転車通学

- (1) 徒歩通学を奨励するが、原則として2km以上の生徒は許可を申請し、自転車で通学することができる。
※2km以上かどうか判断が難しい場合には、担任を通して相談すること
特別な事情が生じた場合は、担任を通して届け出ること
- (2) ヘルメットを正しく着用し、人通りの多い道を利用して登下校する。
- (3) 自転車許可基準については、別紙をしっかりと読んでおくこと
ヘルメットの未着用や自転車整備の不備、また二人乗り、傘さし運転、信号無視などの危険な行為は、直接命に関わることなので、違反者については厳しく指導をする。
※罰則規定
 - 1回目：口頭注意(保護者連絡)
 - 2回目：口頭注意+自転車通学停止3日間(保護者連絡)
 - 3回目：口頭注意+自転車通学停止1週間(保護者連絡)
 - 4回目：口頭注意+自転車通学取り消し(保護者連絡)

※万が一の事故のために、自転車保険への加入を勧めます。